

問 高齢福祉課 長寿支援係

相続
誰に？遺品は？
手続きは誰が？

医療
終末期の医療をどこま
で望みますか？

**終活に向けて
あなたは
どうしたいですか？**

お墓
どこの？
誰が入れてくれるの？

葬儀
どのような？
執り行ってくれる人は？

介護
認知症等で要介護となっ
た時、金銭の管理は誰が
してくれますか？

小諸市が考える“終活”とは…
長くなった高齢期を
最期まで自分らしく
過ごすための活動
です

市役所ではできない
手続きもあります

託せる方はいますか？

- ・終末期医療をどこまで行うか決めること
- ・入院時の保証人
- ・金銭管理、各種支払い
- ・相続の手続き（通帳解約や土地建物の相続登記）
- ・納骨 などなど・・・

これからのために!!
今から考えておく
必要があります

【遺言書】

金銭や不動産など自分の意思を残せます。

【成年後見制度】

判断能力が不十分な方に法的な支援者を付けて
財産面・日常生活面をサポートする制度です。

【任意後見契約（公証人役場で手続き）】

もし認知症などで自分の意思が示せなくなった場合、あらかじめ自ら選んだ人をお願いしたいことを
契約で決めておきます（遠い親戚、友人、知人。相手が了承してくれれば誰でも大丈夫です）。

10/14
(月・祝)

市民向け終活支援セミナー開催決定！！ 申込不要・入場無料

「知って備える『介護』相談会」



昨年好評だった介護施設の相談会を今年も開催します。
どんなサービスを利用したいですか。最期をどこで迎えたいですか。
自分らしい生活を送るためには？

介護についての相談、なんでもお伺いします！

元気なうちから自分や家族の介護のことなど考えてみませんか。

- **日時** 10/14 (月・祝) 10:00～14:00 (最終受付 13:30)
- **場所** 市民交流センター2階 ステラホールおよび会議室1・2・3
- **内容**
 - ・地域包括支援センターの職員や市内介護事業者の方と話せる相談会
 - ・介護施設の選び方の動画視聴
 - ・市内介護施設のパンフレットの提供



★令和6年度終活セミナー 第2弾★

「相続や空き家について」を1月頃開催予定。詳しい内容は広報こもろにも随時掲載していきます。